

市庁舎2階、20階厨房機器改修修繕 仕様書

- 1 件 名 市庁舎2階、20階厨房機器改修修繕
- 2 履行場所 久留米市城南町（久留米市庁舎）
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から 令和8年3月31日まで
- 4 修繕内容 市庁舎厨房機器の改修修繕を行うもの。
①2階の厨房機器
②20階の厨房機器
③産業廃棄物処理
※改修修繕の詳細は図面及び明細書を参照すること。
- 5 留意事項 下記の事項に留意すること。
 - ・修繕作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
 - ・作業日時は、土日祝日で行うことを想定しているが、詳細については市担当者と打ち合わせの上、決定すること。
 - ・既設機器撤去後は、設置個所を清掃のうえ、新規機器の設置を行うこと。
 - ・新規取付機器は、事前に市担当者へ機器仕様書及び機器姿図、製作図等を提出し、承諾を得ること。
 - ・契約履行に必要な電力、水は無償で支給する。
ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者側で準備すること。
 - ・修繕に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること
- 6 その他 **【暴力団排除に関する事項】**
受注者は、本件の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じることがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。